

発議第3号

令和2年8月31日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	福井 平和
賛成者	木津川市議会議員	森本 隆
	木津川市議会議員	高味 孝之
	木津川市議会議員	酒井 弘一
	木津川市議会議員	柴田はすみ
	木津川市議会議員	山本しのぶ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な
悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第
1項の規定により、別紙のとおり提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な
悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年 月 日

京都府木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣
財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと
創生担当大臣